

2 その他のギャンブル等依存症関連問題の状況の関連データ

(1) 多重債務や犯罪に関する数値のうち、ギャンブル等依存症との関連を示したものについては、ギャンブル等依存症が否認の病気であると言われ、客観的にはギャンブル等依存症に該当する者でも精神科を受診していなかったり、受診してもギャンブルに関する問題を主訴としていないことが多いことから、あくまで自己申告に基づく数値として示されていると言えます。

多重債務

県消費生活センターに寄せられた多重債務の相談件数は64件であり、そのうちギャンブル等に関連する件数は、本人の自己申告に基づくものが2件でした。(令和2年度)

犯罪

本県の平成27年から平成30年の刑法犯認知件数は、年々減少している中、令和3年は1,941件の刑法犯(交通業過及び解決事件を除く)を検挙しています。そのうち、ギャンブル等依存が犯行の動機・原因だった件数は、令和元年是36件(1.7%)、令和2年は26件(1.4%)、令和3年は31件(1.6%)でした。また、その罪種の内訳では、窃盗犯が多く占めています(図12,13)。

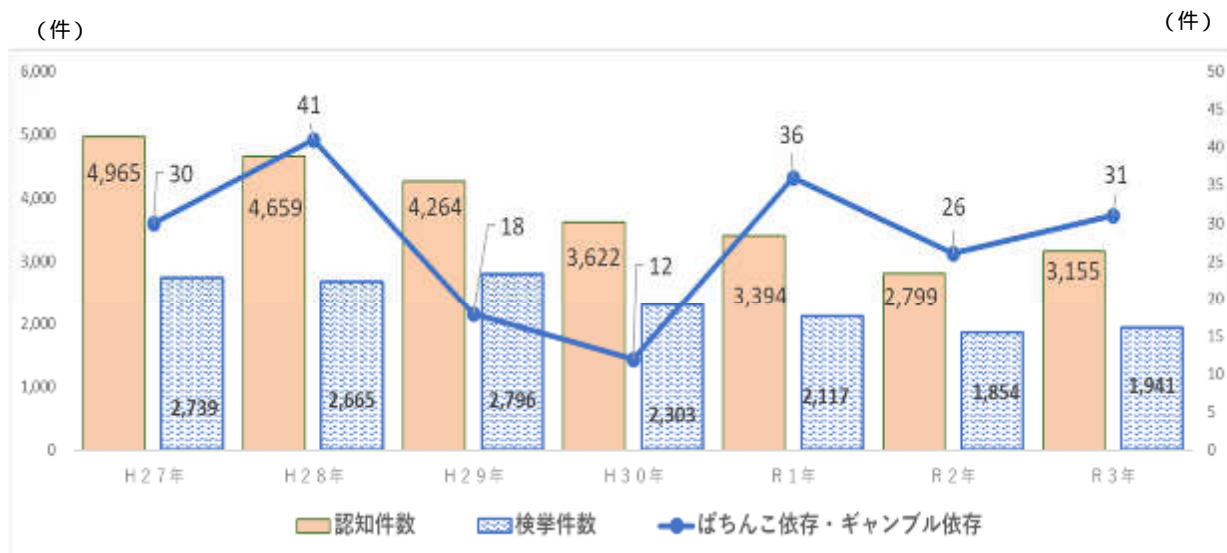


図12 刑法犯認知件数及び検挙件数(解決事件を除く)と主たる被疑者の犯行の動機・原因別検挙件数がばちんこ依存及びギャンブル依存に起因するものの合計(解決事件を除く)
(出典:長崎県警察本部「犯罪統計書」)

(件)

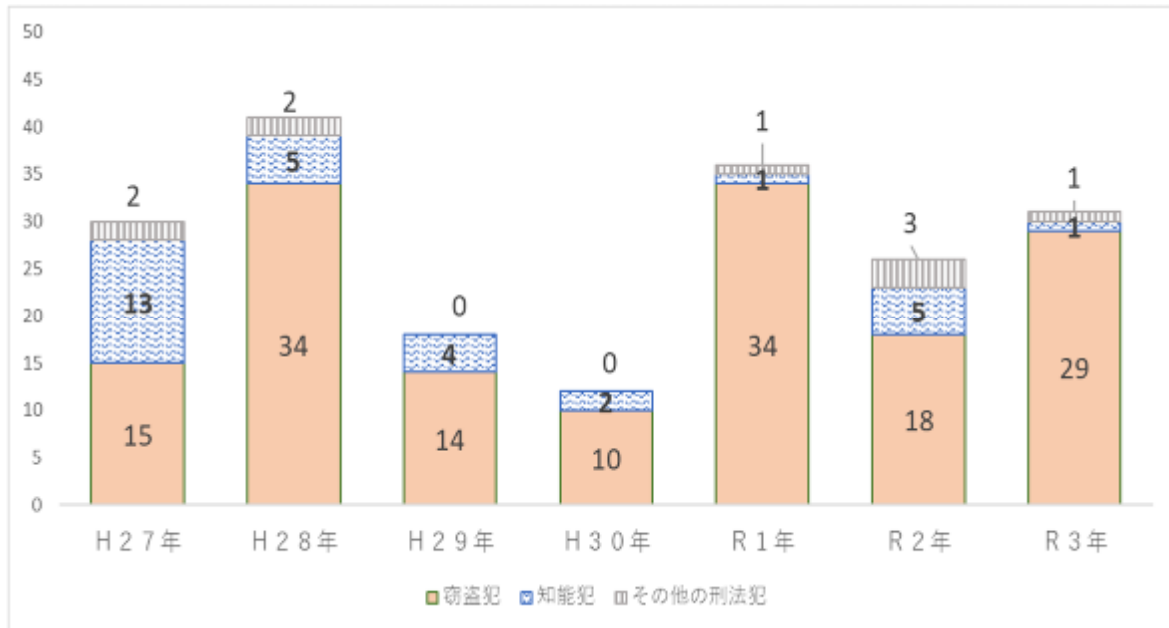


図13 ばちんこ依存及びギャンブル依存が直接の動機・原因であるものの罪種（解決事件を除く）
（出典：長崎県警察本部「犯罪統計書」）

(2) 以下についてはギャンブル等依存症との関連データは存在しないものの、全体数のうち一定数は、ギャンブル等依存症に関するものが含まれているのではないかとされています。

生活困窮

生活困窮者自立支援法に基づく、令和3年度の自立相談支援事業の支援決定・確認件数(初回プラン)は1,333件です。そのうち、「その他のメンタルヘルスの課題(うつ・不眠・不安・依存症・適応障害等)」を抱えていた件数は、297件でした。

また、令和3年度平均の本県の生活保護法における保護状況は、被保護世帯20,929世帯、被保護人員26,579人、保護率2.05%となっています。保護率は、全国平均(令和3年度1.63%)より高い状況です(図14)。

(人:世帯)

(%)

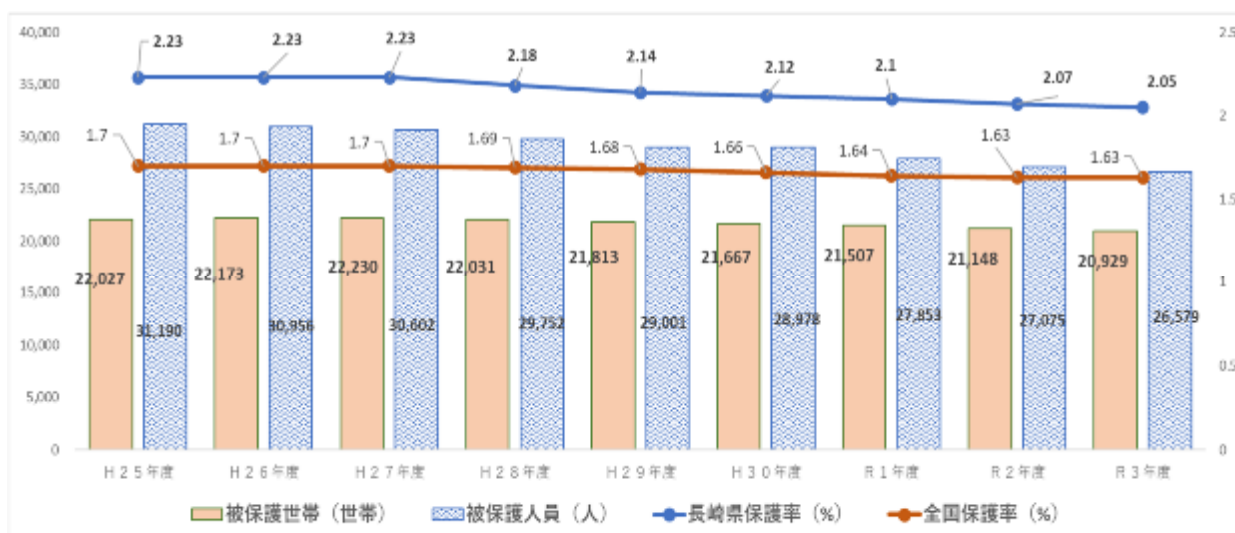


図14 長崎県の保護状況の推移(出典:生活保護の概況、福祉保健課資料)

生活困窮者とは、生活困窮者自立支援法においては、同法第二条により『現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。』と定義している。

虐待

児童

本県の児童虐待相談対応件数は、全国的に増加傾向にあります。本県では令和元年度に過去最多(1,920件)となり、令和2年度は、1,733件で前年度と比較し187件(9.7%)の減少となっています(図15)。



図15 全国と長崎県の児童虐待相談対応件数(市町含)の推移(出典:長崎県こども家庭課資料)

高齢者

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)による養護者(家族、親族、同居人等)による高齢者虐待の相談・通報対応件数は、本県は横ばいで推移し、令和元年度は減少しましたが、全国的には増加傾向にあります(図16)。

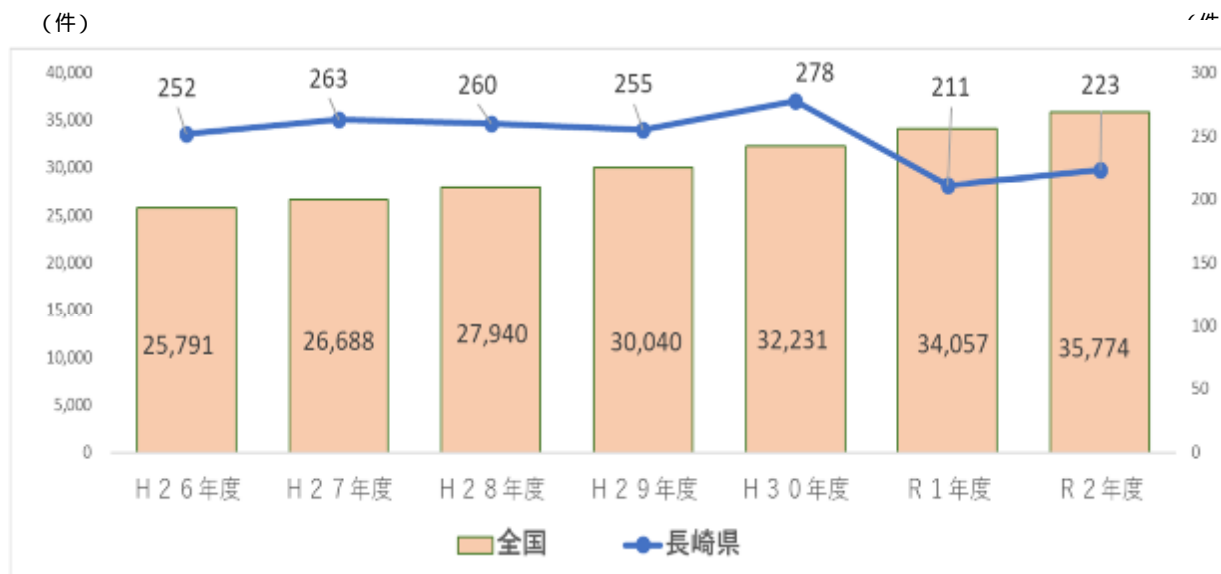


図16 全国と長崎県の高齢者虐待防止法による養護者による高齢者虐待の相談・通報対応件数の推移(出典:長寿社会課資料)

自殺

本県の自殺者数は年々減少傾向でしたが、令和3年は226人で、前年に比べ12人増加しています。男性が全体の7割を占めており、前年比では男性が16人増加、女性が4人減少しています。また、主な自殺の原因・動機は、健康問題が多く、次いで経済・生活問題となっています（図17,18）。

(人)

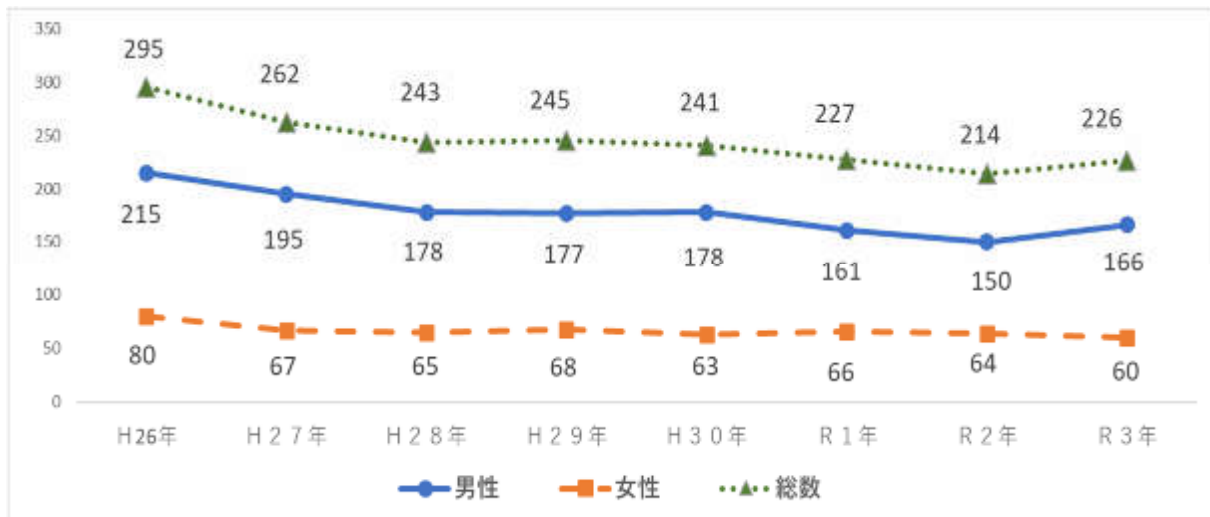


図17 長崎県男女別自殺者数の推移（出典：長崎県警「自殺の概要」）

(人)

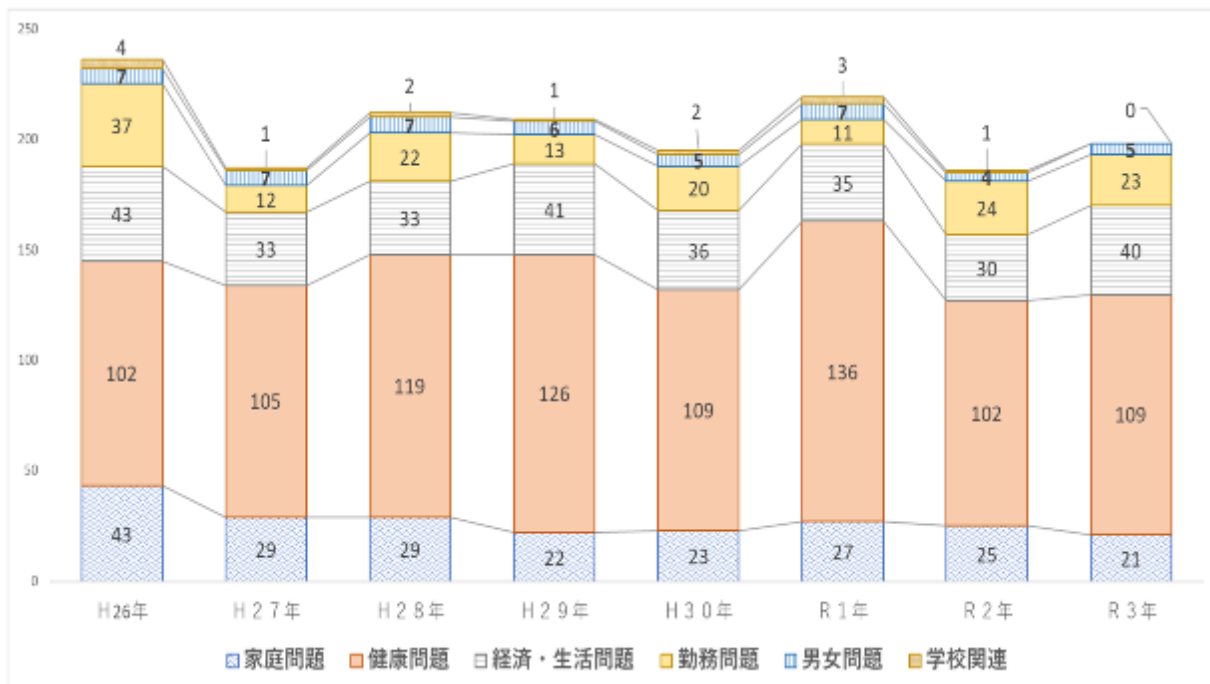


図18 県内の主な原因・動機別自殺者数の推移（出典：長崎県警「自殺の概要」）

DV(ドメスティックバイオレンス)

県長崎及び佐世保こども・女性・障害者支援センターにおけるDV相談対応件数¹は、令和2年度は2,437件で、前年度と比較し、160件(7%)の増加となっています(図19)。

(件)

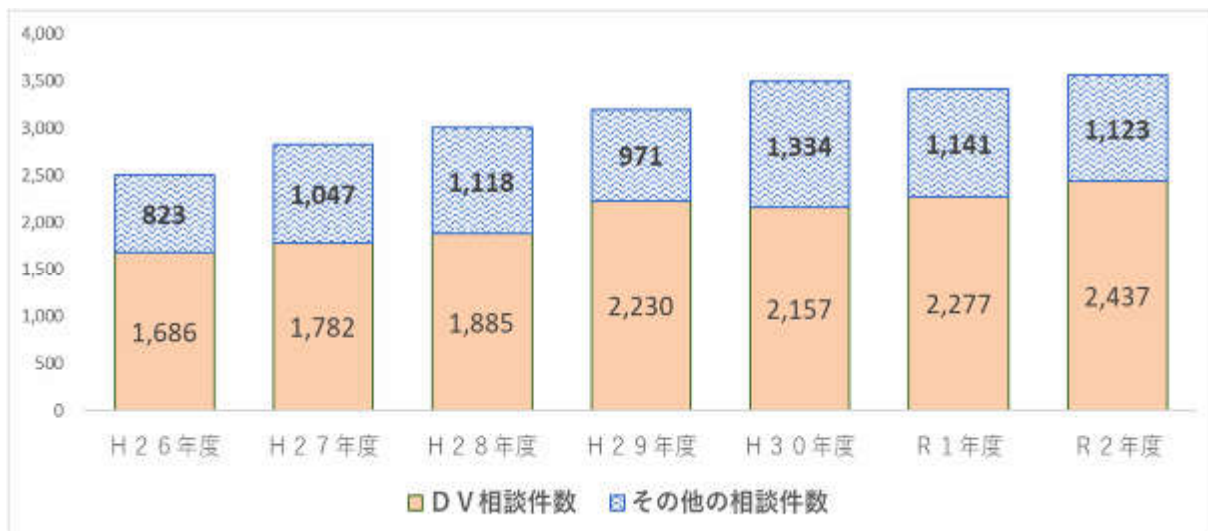


図19 DV相談対応件数及びその他相談件数の推移(出典:県長崎及び佐世保こども・女性・障害者支援センター資料)

1 相談対応件数:被害者本人と本人以外からの相談件数

3 相談先一覧

(1) 依存症相談拠点

名 称	電 話 番 号
県長崎こども・女性・障害者支援センター	095 - 846 - 5115

(2) 保健所

保健所名	管轄地域	電話番号
西彼保健所	西海市、長与町、時津町	095 - 856 - 5159
県央保健所	諫早市、大村市、東彼杵町 川棚町、波佐見町	0957 - 26 - 3306
県南保健所	島原市、雲仙市、南島原市	0957 - 62 - 3289
県北保健所	平戸市、松浦市、佐々町	0950 - 57 - 3933
五島保健所	五島市	0959 - 72 - 3125
上五島保健所	小値賀町、新上五島町	0959 - 42 - 1121
壱岐保健所	壱岐市	0920 - 47 - 0260
対馬保健所	対馬市	0920 - 52 - 0166
長崎市保健所	長崎市	095 - 829 - 1153
佐世保市保健所	佐世保市	0956 - 24 - 1111

(3) ギャンブル等依存症者と家族のための自助グループ

(インターネットにて「長崎県セルフヘルプグループ」で検索してください。)

GA(GA日本インフォメーションセンター(JIC))
ギャンブル等依存症本人のための自助グループ
ホームページ : <http://www.gajapan.jp/>

ギャマノン(一般社団法人ギャマノン日本サービスオフィス)
ギャンブル依存症の家族や友人の自助グループ。
ホームページ : <http://www.gam-anon.jp/>
電 話 相 談 : 03 - 6659 - 4879

(月・木 10:00~12:00 年未年始を除く・祝日も対応)

(4)回復施設、支援団体等

回復施設グラフ・ながさき

ギャンブル依存症からの回復を目指す者が治療プログラムに取り組み、病気と向き合い、賭けない生き方を身につけ、回復、社会参加を目的とする入所型のギャンブル等依存症回復施設です。

ホームページ：<http://grafnagasaki.net/>

電話番号：095-800-2923

全国ギャンブル依存症家族の会 長崎

同じ悩みを抱える家族と苦しみを分かち合い、解決に向けて知恵を出し合う場です。

ホームページ：<http://www.gdfam.org/>

4 「第2期長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画」策定経過

年	月 日	会 議 名 等	内 容
令和4年	6月	取組状況等の聞き取り	
	8月17日	第1回ギャンブル等依存症対策専門部会	ギャンブル等依存症対策推進計画の評価及び第2期計画の方向性について協議
	10月11日	第2回ギャンブル等依存症対策専門部会	第2期ギャンブル等依存症対策推進計画(素案)について協議
	11月10日	長崎県依存症対策ネットワーク協議会	第2期ギャンブル等依存症対策推進計画(素案)について説明
	11月	県議会	計画(素案)について説明
	12月	パブリックコメント実施	計画(素案)についてパブリックコメント実施
	2月	第3回ギャンブル等依存症対策専門部会	計画(案)について協議
	2月	県議会	計画(案)について説明
	令和5年	3月	公 表

5 ギャンブル等依存症対策基本法概要

1 目的

ギャンブル等依存症は、①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、
②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせている
ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、
→ もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与

2 定義

ギャンブル等依存症:ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ばちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態

3 基本理念

- ① ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援
- ② 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

4 アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮

アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

5 責務

国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を規定

6 ギャンブル等依存症問題啓発週間

国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日～20日)を設定

* ギャンブル等依存症問題:ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題

7 法制上の措置等

政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上・財政上の措置等の措置を講ずる義務

8 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

- ① **ギャンブル等依存症対策推進基本計画**:政府に策定義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討)
 - ② **都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画**:都道府県に策定の努力義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討)
- * ②については、医療計画・都道府県健康増進計画・都道府県アルコール健康障害対策推進計画等との調和が必要

9 基本的施策

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ① 教育の振興等 | ⑥ 民間団体の活動に対する支援 |
| ② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施 | ⑦ 連携協力体制の整備 |
| ③ 医療提供体制の整備 | ⑧ 人材の確保等 |
| ④ 相談支援等 | ⑨ 調査研究の推進等 |
| ⑤ 社会復帰の支援 | ⑩ 実態調査(3年ごと) |

10 ギャンブル等依存症対策推進本部

内閣に、内閣官房長官を本部長とする**ギャンブル等依存症対策推進本部**を設置

所掌事務:①基本計画の案の作成・実施の推進、②基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

11 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議

本部に、**ギャンブル等依存症対策推進関係者会議**を設置

委員:ギャンブル等依存症である者等・その家族を代表する者・関係事業者・有識者のうちから内閣総理大臣が任命(20人以内)

所掌事務:本部による①基本計画の案の作成、②施策の実施状況の評価結果の取りまとめの際に、意見を述べる

※ 施行期日:公布の日から起算して3月を超えない範囲内

※ 検討:① 本部については、施行後5年を目途として総合的に検討

② ①のほか、本法の規定全般については、施行後3年を目途として検討

6 ギャンブル等依存症対策基本法

法律第七十四号

ギャンブル等依存症対策基本法

目次

- 第一章 総則（第一条 第十一条）
- 第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等（第十二条・第十三条）
- 第三章 基本的施策（第十四条 第二十三条）
- 第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部（第二十四条 第三十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

（基本理念）

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮)

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者(第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。)は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等(発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。)に配慮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題(ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。)に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画(以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画(以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第百九号)第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギ

ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合っ
てその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存
症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図
るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、
消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間にお
ける連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他の
ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存
症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な
施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の
方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びに
その成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするた
め必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公
表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、
ギャンブル等依存症対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関するこ
と。
- 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策
の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び
立案並びに総合調整に関すること。

- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。
 - 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

（組織）

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

（ギャンブル等依存症対策推進本部長）

第二十七条 本部長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（ギャンブル等依存症対策推進副本部長）

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（ギャンブル等依存症対策推進本部員）

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣
- 三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣
- 四 総務大臣
- 五 法務大臣
- 六 文部科学大臣
- 七 厚生労働大臣
- 八 農林水産大臣
- 九 経済産業大臣
- 十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

(資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であって、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

第三十二条 本部に、第二十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする

施行日：平成三十年十月五日

7 ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議

平成三十年七月五日
参議院内閣委員会

ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議

本法の施行に当たっては、次の諸点について適切に対応すべきである。

- 一 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づくギャンブル等依存症対策の実効性を最大限確保するため、徹底したP D C A サイクルに基づく取組を推進すること。
- 二 政府は、本法の基本理念にのっとり、包括的なギャンブル等依存症対策の必要性について留意しつつ、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定に際しては、啓発を含む広告及び宣伝の在り方、入場管理の在り方、本人や家族の申告に基づく利用制限の在り方、相談窓口の在り方、インターネット投票における対応の在り方等を検討すること。
- 三 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定及び施策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症の患者等の支援等を始めとする取組の実態を十分に調査の上、必要とされる対策を検討すること。
- 四 本法第七条に定める関係事業者は、本法がギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をできるだけ少なくするためのものであることを踏まえ、その事業活動を行うに当たっては、ギャンブル等依存症の予防等に可能な限り配慮すること。
- 五 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。
- 六 政府は、ギャンブル等依存症対策とアルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図りつつ、適切な予算の策定を行うよう配慮し、ギャンブル等依存症対策を着実に進めるための予算の確保に努めること。
- 七 政府は、ギャンブル等依存症が適切な治療と支援により回復が可能な疾患であることなど、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図ること。

八 政府は、ギャンブル等依存症対策に係る連携協力体制の整備について、民間団体の取組と地域における公的機関との連携が確保されるものとなるよう、必要な施策を検討すること。

九 政府は、ギャンブル等依存症の治療に有効な薬物、治療方法や早期介入技法など、診断、治療、支援の方法に関する研究を推進するために、必要な措置を検討すること。

十 政府は、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の運営に当たっては、本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症である者等及びその家族の意見を十分に聴取すること。

十一 警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

右決議する。

8 ギャンブル等依存症対策基本計画(概要)

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等				
I ギャンブル等依存症問題の現状				
<ul style="list-style-type: none"> 国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合:成人の0.8% (平成29年度日本医療研究開発機構(AMED)調査結果) 				
II ギャンブル等依存症対策の基本理念等				
<ul style="list-style-type: none"> 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮 アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮 				
III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項				
<ul style="list-style-type: none"> 推進体制:ギャンブル等依存症対策推進本部(本部長:内閣官房長官) 対象期間:平成31年度～平成33年度(3年間) 基本的な考え方 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>PDCAサイクルによる 計画的な不断の取組の推進</td> <td>多機関の連携・協力による 総合的な取組の推進</td> <td>重層的かつ多段階的な 取組の推進</td> </tr> </table> 		PDCAサイクルによる 計画的な不断の取組の推進	多機関の連携・協力による 総合的な取組の推進	重層的かつ多段階的な 取組の推進
PDCAサイクルによる 計画的な不断の取組の推進	多機関の連携・協力による 総合的な取組の推進	重層的かつ多段階的な 取組の推進		
IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について				
<ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日～20日)における積極的な広報活動の実施 政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進 				
第二章 取り組むべき具体的施策(主なもの)				
I 関係事業者の取組:基本法第15条関係				
広告宣伝の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保(～平成33年度)[公営競技・ばちんこ] 過年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間(新大学生・新社会人を対象とした啓発)を実施(平成31年度～)[公営競技・ばちんこ] 本人申告・家族申告によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施(～平成33年度)[競馬・モーターボート] 			
アクセス制限 ・ 施設内の取組	<ul style="list-style-type: none"> インターネット投票の購入限度額システムを前倒し導入(平成32年度)[競馬・モーターボート] 自己申告プログラムの周知徹底・本人同意のない家族申告による入店制限の導入(平成31年度)[ばちんこ] 自己申告・家族申告プログラムに関し、個人認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討(～平成33年度)[ばちんこ] 18歳未満の可能性のある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化(平成31年度)[ばちんこ] 施設内・営業所内のATM等の撤去等(平成31年度～)[公営競技・ばちんこ] 			
相談・治療につなげる取組	<ul style="list-style-type: none"> 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援 [公営競技:平成33年度までの支援開始を目指す/ばちんこ:31年度に開始、実績を毎年度公表] ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成(民間団体の初回利用料・初診料負担)の拡充の検討に着手(平成31年度～)[モーターボート] 			
依存症対策の 体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備(～平成33年度)[競馬・モーターボート] 依存症対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表(平成31年度～)[ばちんこ] 第三者機関による立入検査の実施(平成31年度～)、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化(～平成33年度)[ばちんこ] 			
II 相談・治療・回復支援:基本法第16～19条関係				
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備(平成32年度目標)[厚労省] ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化 [関係省庁] 婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援(平成31年度～)[厚労省] ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化(平成31年度～)[消費者庁] 多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応(平成31年度～)[金融庁・法務省] 相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成(平成31年度～)[法務省] 			
治療支援	<ul style="list-style-type: none"> 全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備(平成32年度目標)[厚労省] 専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討(平成31年度～)[厚労省] 			
民間団体支援	<ul style="list-style-type: none"> 自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進(平成31年度～)[厚労省] 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援(再掲)(平成31年度～)[公営競技・ばちんこ] 			
社会復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援(平成31年度～)[厚労省] ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援(平成31年度～)[法務省] 受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援(平成31年度～)[法務省] 			
III 予防教育・普及啓発:基本法第14条関係				
<ul style="list-style-type: none"> シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発(平成31年度～)[厚労省] 特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。成人式などあらゆる機会を活用した、地域における普及啓発の推進(平成31年度～)[消費者庁] 新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実。社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進(平成31年度～)[文科省] 金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発(平成31年度～)[金融庁] 産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進(平成31年度～)[厚労省] 				
IV 依存症対策の基盤整備:基本法第20・21条関係				
連携協力体制 の構築	<ul style="list-style-type: none"> 各地域における包括的な連携協力体制の構築 [関係省庁] (専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地公体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参加)(平成31年度～) 			
人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 医師臨床研修の見直し等[厚労省]、医学部における教育の充実[文科省](平成31年度～) 保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成 [厚労省] 刑事施設職員、更生保護官等職員の育成(平成31年度～)[法務省] 			
V 調査研究:基本法第22条関係				
<ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及(平成31年度～)[厚労省] 個人認証システム・海外競馬の依存症対策に係る調査、ICT技術を活用した入場管理方法の研究(平成31～33年度)[競馬・モーターボート] 				
VI 実態調査:基本法第23条関係				
<ul style="list-style-type: none"> 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握(平成32年度)[厚労省] 国民のギャンブル等の消費行動の実態調査を実施(～平成33年度)[消費者庁] 相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握(平成31年度～)[公営競技・ばちんこ] ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査(平成31年度～)[厚労省] 				
VII 多重債務問題等への取組				
<ul style="list-style-type: none"> 貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び的確な周知の実施(平成31年度～)[金融庁] 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化(平成31年度～)[警察庁] 				

9 ギャンブル等依存症対策基本計画令和4年変更について

ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和4年変更【概要】

**第一章
基本的考え方**

**第二章
取り組むべき具体的施策**

I 関係事業者の取組

I-1～3 公営競技における取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・インターネット投票におけるアクセス制限の強化
- ・競走場・場外発売所のATMの完全撤去
- ・相談体制の強化
- ・依存症対策の体制整備

I-4 ばちんこにおける取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・自己申告・家族申告プログラムの運用改善、利用促進に向けた広報の強化
- ・ばちんこ営業所のATM等の撤去等
- ・相談体制の強化及び機能拡充のための支援
- ・地域連携の強化

II 予防教育・普及啓発

- ・効果的な普及啓発の検討及び実施
- ・依存症の理解を深めるための普及啓発
- ・消費者向けの総合的な情報提供、青少年等への普及啓発
- ・学校教育における指導の充実、金融経済教育における啓発
- ・職場における普及啓発

III 依存症対策の基盤整備・様々な支援

- ・各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援
- ・都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進
- ・相談拠点等における相談の支援
- ・その他の関係相談機関における体制強化 等
- ・全都道府県・政令指定都市における専門医療機関等の早期整備を含む精神科医療の充実
- ・自助グループをはじめとする民間団体への支援
- ・就労支援等や生活困窮者支援などの社会復帰支援
- ・医師の養成をはじめとする人材の確保

IV 調査研究・実態調査

- ・精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握 等
- ・関係事業者による調査及び実態把握

V 多重債務問題等への取組

- ・貸付自粛制度の適切な運用確保及び制度の周知
- ・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化

ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和4年変更について

経緯	これまでの取組と今後の方向性
<p style="text-align: center; background-color: #f4a460; padding: 5px;">基本法の施行、基本計画の策定 (平成30年～平成31年4月)</p> <p>平成30年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月 ギャンブル等依存症対策基本法（議員立法）施行 <p>平成31年（令和元年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月 ギャンブル等依存症対策推進基本計画閣議決定 	<p style="text-align: center; background-color: #e0f2f1; padding: 5px;">① 社会状況の変化 生活様式の変化等により、公営競技におけるインターネット投票の利用が増加</p>
<p style="text-align: center; background-color: #c8e6c9; padding: 5px;">基本計画に基づく施策の推進及び見直し (令和元年～令和4年3月末)</p> <p>令和2年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月 基本計画の進捗状況取りまとめ（令和元年度） <p>令和3年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月 基本計画の進捗状況取りまとめ（令和2年度まで） ・8月 実態調査結果の公表（久里浜医療センター） ・12月 基本計画の進捗状況取りまとめ（令和3年度上半期まで）及びその評価 <p>令和4年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月 変更後基本計画の閣議決定 	<p style="text-align: center; background-color: #ffe0b2; padding: 5px;">今後の取組の方向性① 上記社会状況の変化を踏まえ、インターネット投票における依存症対策の充実</p>
<p><small>（参考）ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）【抜粋】 第12条第6項 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。</small></p>	<p style="text-align: center; background-color: #ffe0b2; padding: 5px;">今後の取組の方向性② 体制整備が全国的に進んできていることを踏まえ、依存症対策の更なる発展のため、体制整備に加えて関係機関の連携の強化を進め、包括的な支援の実現</p>

インターネット投票における依存症対策の充実

背景と現状の主な取組

<社会状況の変化>

- 公営競技におけるインターネット投票の利用が増加
- 売上に占めるインターネット投票の割合も上昇

<現状の主な取組>

- 購入限度額設定の導入（競馬・モーターボート競走）
- アクセス制限制度の周知

強化

インターネット投票における依存症対策の充実

- 予防的観点から、インターネット投票サイトにおいて、視覚的に訴える新たな注意喚起表示の導入
- 競輪・オートレースにおける購入限度額設定の導入

（視覚的に訴える新たな注意喚起表示のイメージ）

より一層、利用者へ気づきを促すとともに各制度の周知を図る

売上に占めるインターネット投票割合の推移



インターネット投票会員増加率（対前事業年度比）

	中央競馬	地方競馬	競輪	オートレース	モトボート競走
R1	+6%	+19%	+31%	+42%	+20%
R2	+13%	+23%	+48%	+24%	+21%

包括的な支援の実現

背景

- 地域における相談機関等の個々の体制整備は進んでいる
⇒ 「点の強化」は平成31年基本計画で進展した。
- 関係機関の連携や重層的な支援の構築の強化が必要
⇒ 「面の強化」を令和4年基本計画で進める必要がある。

強化

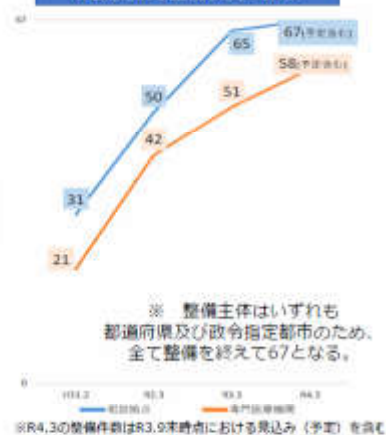
関係機関の連携の充実による ギャンブル等依存症である者等の包括的な支援の実現



③専門医療機関の追加指定促進 ④医師以外の医療従事者の対応能力向上 ①連携協力体制の構築促進 ②「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」

- 支援・連携体制
 - ①都道府県・政令指定都市における包括的な連携協力体制の構築の推進。
 - ②ギャンブル等依存症をその対象に含めた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進し、市町村における地域精神保健の充実等の具体化に着手。
- 相談支援
 - ③都道府県・政令指定都市における追加の専門医療機関の選定を促進。
- 治療支援
 - ④依存症を専門に扱う医師のほか、精神保健福祉士等のその他の医療従事者の対応能力の向上。

相談拠点等整備状況の推移



※ 整備主体はいずれも都道府県及び政令指定都市のため、全て整備を終えて67となる。

※R4.3の整備件数はR3.9末時点における見込み（予定）を意味

10 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について

障発 0613 第 4 号平成 29 年 6 月 13 日
(一部改正) 障発 0329 第 14 号令和 4 年 3 月 29 日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長

(公 印 省 略)

依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について

依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患である一方、依存症の専門医療機関・専門医の不足等から、依存症患者が必要な支援を受けられていない状況にある。我が国の依存症対策について、アルコール健康障害に関しては、平成 26 年 6 月 1 日に施行されたアルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号）に基づき、平成 28 年 5 月 31 日に、「アルコール健康障害対策推進基本計画」が閣議決定された。本計画の数値目標として、全ての都道府県において、アルコール依存症者に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関を 1 カ所以上定めることが明記されている。薬物依存症に関しては、平成 28 年 12 月 14 日に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）が公布・施行され、再犯防止推進法には、犯罪をした薬物依存症者等について、適切な保健医療サービス等が提供されるよう、関係機関の体制整備を図ることが明記されている。ギャンブル等依存症に関しては、平成 28 年 12 月 26 日に、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 115 号。以下「IR 推進法」という。）が公布・施行された。IR 推進法案に対する衆議院内閣委員会（平成 28 年 12 月 2 日）及び参議院内閣委員会（平成 28 年 12 月 13 日）の附帯決議において、ギャンブル等依存症対策を抜本的に強化することが求められている。

厚生労働省においては、平成 26 年度より、依存症に対応することのできる医療機関の確保を図るとともに、関係機関間の連携を強化し、患者・家族への相談支援及び啓発のための体制を充実するなどの地域連携支援体制を構築するために、「依存症治療拠点機関設置運営事業（モデル事業）」を実施してきた。平成 29 年度からは、都道府県及び指定都市（以下「都道

府県等」という。)において、医療機関や関係機関が相互に有効かつ緊密に連携し、包括的な支援を提供し地域におけるニーズに総合的に対応する「依存症対策地域支援事業」を実施する。

今般、依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにするために、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する治療を行っている専門医療機関（以下「依存症専門医療機関」という。）及び治療拠点となる医療機関（以下「依存症治療拠点機関」という。）に関する考え方や選定基準を下記のとおり定めたので、都道府県等におかれては、本通知を踏まえ、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の拡充、依存症医療の均てん化並びに関係機関とのネットワーク化を図り、地域における依存症の医療提供体制を整備されたい。

なお、医療機関の広告については、医療法（昭和23年法律第205号）の規制を受けるものであり、この点については、医政局と協議済みである。また、本通知は、「依存症対策地域支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策地域支援事業実施要綱」の3.事業の内容（1）の医療提供体制の本文に記載のある「別に定める基準」であることを申し添える。

記

1. 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の考え方について

- (1) 別紙の選定基準を概ね満たす医療機関について、都道府県等において地域の実情に合わせて総合的に判断し、依存症専門医療機関を選定し、選定した依存症専門医療機関のうち、依存症治療拠点機関を1箇所又は複数箇所選定する。選定基準を満たさなくなった場合には上記同様に総合的な判断の上で選定を取り消すこととする。なお、選定し、又は選定を取り消した際には、速やかに当職まで報告されたい。
- (2) 依存症専門医療機関は、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症を対象の依存症とする。ただし、全ての対象の依存症について依存症専門医療機関の選定基準を満たしている必要はなく、全ての対象の依存症について治療を行っていない場合であっても依存症専門医療機関として選定して差し支えない。選定する際には、診療対象の依存症についても併せて選定することとし、選定した際には、都道府県等のホームページ等で周知することとする。依存症治療拠点機関についても同様の取扱いとする。
- (3) 依存症専門医療機関は、依存症専門医療機関の選定基準を満たすそれぞれの依存症について、依存症専門医療機関であることを広告することができる。また、依存症治療拠点機関は、依存症治療拠点機関の選定基準を満たす場合に、依存症治療拠点機関であることを広告することができる。広告への記載に当たっては、診療対象とする依存症を併せて必ず明示するものとする。（例：依存症専門医療機関（アルコール健康障害） 依存症専門医療機関（薬物依存症） 依存症専門医療機関（ギャンブル等依存症） 依存症専門医療機関（アルコール健康障害/薬物依存症） 依存症専門医療機関（アルコール健康障害/ギャンブル等依存症） 依存症専門医療機関（薬物依存症/ギャンブル等依存症） 依存症専門医療機

関（アルコール健康障害/薬物依存症/ギャンブル等依存症）依存症治療拠点機関も同様の取扱いとする。）

- (4) 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定基準については、事業の実施状況を踏まえ、関係機関と協議の上、適宜見直していくこととする。

2. 留意事項

依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定に当たっては、「依存症対策地域支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策地域支援事業実施要綱」の3.事業の内容（1）依存症地域支援体制推進事業に記載する事業の実施が望ましいが、当該事業の実施が必須の要件となっているものではない。

1. 依存症専門医療機関の選定基準

- (1) 精神保健指定医又は公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医等の依存症の専門性を有した医師を1名以上有すると共に、看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師等を有することによって依存症患者を総合的に支援する体制が構築された保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関において、依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療、認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行っていること。
- (3) 当該保険医療機関に下記の依存症に係る研修のいずれか一つを修了した医師が1名以上配置され、及び当該依存症に係る研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師等のいずれかが少なくとも1名以上配置されていること。

アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に係る研修

- ・「依存症対策全国拠点機関設置運営事業の実施について」(平成29年6月13日付け障発0613第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「依存症対策全国拠点機関設置運営事業実施要綱」で定める「依存症治療指導者養成研修」
- ・「依存症対策地域支援事業の実施について」(平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「依存症対策地域支援事業実施要綱」で定める「依存症医療研修」

アルコール健康障害に係る研修

- ・重度アルコール依存症入院医療管理加算の算定対象となる研修
- 薬物依存症及びギャンブル等依存症に係る研修
- ・依存症集団療法の算定対象となる研修

- (4) 当該保険医療機関において、依存症の診療実績があり、かつ診療実績を定期的に都道府県等に報告できる体制を有していること。
- (5) 当該保険医療機関において、依存症の治療、社会復帰、及び関連問題に対して、精神保健福祉センターや保健所、その他の相談機関、医療機関、民間団体(自助グループ等を含む。)依存症回復支援機関等と連携して取組むとともに、継続的な連携が図られること。

2. 依存症治療拠点機関の選定基準

- (1) 依存症専門医療機関の選定基準を満たしていることに加え、下記の運営が可能なものであること。

都道府県等内の依存症専門医療機関の連携拠点機関として活動実績を取りまとめ、全国拠点機関に報告すること。活動実績のとりまとめに当たっては、都道府県等と連携を図ること。

都道府県等内において、依存症に関する取組の情報発信を行うこと。

都道府県等内において、医療機関を対象とした依存症に関する研修を実施すること。
当該保険医療機関において、対象疾患全てについて、各々の当該研修を修了した医師が 1 名以上配置され、及び各々の当該研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師等のいずれかが少なくとも 1 名以上配置されていることを目指す。また、これら多職種による連携の下で治療に当たる体制が整備されていることが望ましい。

11 長崎県依存症対策ネットワーク協議会設置要綱

長崎県依存症対策ネットワーク協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 アルコール・薬物・ギャンブル等依存症対策は、予防的な関わりに加え、当事者及び家族を取り巻く多様な問題に対する支援が必要であることから、医療・保健・福祉・司法等の行政機関と民間団体が連携し、切れ目ない支援を行うことが必要である。そのため、関係機関がお互いの情報を共有するとともに、各機関の役割について理解を深め、日頃から連携した取組を行うこと、また県の依存症対策の取組について、関係機関の意見を聴取し、官民協働した取組を推進することを目的として、長崎県依存症対策ネットワーク協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(協議内容)

第2条 協議会における協議内容は、次のとおりとする。

- (1) 当事者及び家族支援を行う関係機関の連携に関する事項。
- (2) 地域における依存症支援体制の構築に関する事項。
- (3) その他、依存症対策の推進に関する事項。

(組織)

第3条 協議会は、医療、保健、福祉、教育、司法、回復者支援施設、当事者団体、公営競技運営者等の関係者（以下、委員という。）をもって構成する。

- 2 協議会に、会長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 協議会に、副会長を置き、会長が指名する。
- 4 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

(専門部会)

第6条 協議会に、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、長崎県福祉保健部障害福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成29年7月25日から施行する。

12 長崎県ギャンブル等依存症対策専門部会運営要領

ギャンブル等依存症対策専門部会運営要領

(名称)

第1条 この専門部会は、長崎県依存症対策ネットワーク協議会設置要綱第6条の規定に基づき設置し、ギャンブル等依存症対策専門部会と称する。

(目的)

第2条 ギャンブル等依存症対策専門部会は、長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定や見直し、評価及びギャンブル等依存症対策に取り組む機関への必要な助言・指導等を行う。

(構成)

第3条 ギャンブル等依存症対策専門部会は、以下に掲げる機関の代表をもって構成する。また、専門部会に部会長を置き、部会長は、互選により選出する。

長崎県保健所長会

保健所設置市

長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター

大学関係者

長崎県精神科病院協会

ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関

当事者及び家族支援団体

長崎県弁護士会

長崎県司法書士会

長崎県県警本部

長崎県消費生活センター

ギャンブル等の実施に関わる事業者

その他事務局が参加の必要を認める者

(会議)

第4条 会議は年1回以上開催するものとする。

(事務局)

第5条 ギャンブル等依存症対策専門部会の事務局は、長崎県福祉保健部障害福祉課に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、ギャンブル等依存症対策専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、令和元年7月12日から適用するものとする。

13 長崎県ギャンブル等依存症対策専門部会委員名簿

長崎県依存症対策ネットワーク協議会
ギャンブル等依存症対策専門部会委員名簿

令和4年11月16日現在

	区分	所属機関	所属・職名	氏名
1	相談支援・回復支援	県央保健所	所長	藤田 利枝
2		佐世保市障がい福祉課	主幹 (保健師)	村山 彩子
3		長崎こども・女性・障害者支援センター	所長	加来 洋一
4	青少年の教育	長崎大学学生支援課	課長	橋口 洋二
5	診療・治療機関	長崎県精神科病院協会	会長	田川 雅浩
6		松元リカバリークリニック	院長	松元 志朗
7		長崎大学病院	教授	今村 明
8		あきやま病院	医師	福田 貴博
9	当事者・ 家族支援	当事者/NPO 法人ちゅーりっぷ会 長崎ダルク	代表理事	中川 賀雅
10		全国ギャンブル依存症家族の会 長崎	代表	古豊 史子
11	法的支援	長崎県弁護士会	弁護士	今井 一成
12		長崎県司法書士会	司法書士	前田 修央人
13	社会の秩序と安全の 維持	長崎県警察本部生活安全部生活環境課	課長補佐	鋤塚 博紀
14	生活基盤安定への支援	長崎県食品安全・消費生活課 (長崎県消費生活センター)	課長	峰松美津子
15	運営者	長崎県遊技業協同組合	専務理事	小松 浩幸
16		佐世保競輪事務所	所長	阿比留 健作
17		大村市競艇企業局業務課	課長補佐	大久保 哲郎
18		JRA ウインズ佐世保	所長	田中 崇之

(順不同、敬称略)